

令和 6 年度答申第 9 号
令和 6 年 6 月 7 日

諮問番号 令和 6 年度諮問第 6 号及び第 7 号（いずれも令和 6 年 5 月 1 6 日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件 2 件

答 申 書

審査請求人 X からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が、A 知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 4 0 年法律第 1 0 0 号。以下「特別弔慰金支給法」という。） 3 条本文の規定に基づき、いずれも軍人として戦死した伯父の B（以下「伯父 B」という。）及び伯父の C（以下「伯父 C」という。）に係る各特別弔慰金の請求（以下「本件各請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族に該当しないとして、本件各請求を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法 3 条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法 2 条 1 項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法 2 条 2 項は、次の各号に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定し、同項 1 号には、「死亡した者が昭和 16 年 12 月 8 日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者」が掲げられている。

エ 特別弔慰金支給法 2 条 3 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条 1 項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

オ 特別弔慰金支給法 2 条の 2 第 1 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条 3 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における父母、孫若しくは祖父母又は兄弟姉妹で、当該死亡した者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

カ 特別弔慰金支給法 2 条の 2 第 2 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条 3 項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、基準日に当該死亡した者の子がなかった場合であって、基準日において上記オにより戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

キ 特別弔慰金支給法 2 条の 2 第 3 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条 3 項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、基準日に当該死亡した者の子がなかった場合であって、基準日において上記オ及びカにより戦没者の遺族とみなさ

れる者がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における「配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（以下単に「三親等内の親族」という。）」のうち、死亡した者の死亡の日まで引き続く１年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の軍人軍属たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる者を含む。）に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

ク 特別弔慰金支給法７条１項は、特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別弔慰金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求できると規定している。

(2) 遺族援護法関係

ア 遺族援護法３４条１項は、昭和１２年７月７日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和１６年１２月８日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

イ 遺族援護法３５条１項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

２ 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人の祖父のＤ（以下「祖父Ｄ」という。）と祖母のＥ（以下「祖母Ｅ」という。）の間には、大正９年ａ月ｂ日に長男のＢ（伯父Ｂ）が、大正１１年ｃ月ｄ日に二男のＣ（伯父Ｃ）が、大正１４年ｅ月ｆ日に三男のＦ（審査請求人の父。以下「父Ｆ」という。）が、昭和７年ｇ月ｈ日に長女のＧ（以下「叔母Ｇ」という。）が出生した。

（改製原戸籍謄本（戸主：祖父Ｄ））

(2) 伯父Ｂは、昭和１４年１月１０日に現役志願兵として陸軍に入隊し、歩兵第ｉ聯隊補充隊歩兵砲中隊に入営した後、Ｈ地に派遣され、同年４月２６日に歩兵第ｊ聯隊に転属となり、同年６月２３日にＩ地において戦死した。伯

父Bには、配偶者及び子はいなかった。

(戦没者総合台帳、陸軍戦時名簿、陸軍兵籍、改製原戸籍謄本(戸主：祖父D))

- (3) 伯父Cは、昭和17年9月30日に現役兵(海軍造兵見習尉官)として海軍に入隊し、昭和20年6月13日にJ地方面において戦死した。伯父Cにも、配偶者及び子はいなかった。

(戦没者総合台帳、履歴原表、改製原戸籍謄本(戸主：祖父D))

- (4) 審査請求人は、昭和35年k月1日に父のF(父F)と母のK(以下「母K」という。))の間の長女として出生した。

(戸籍個人事項証明書(父F))

- (5) 叔母Gは、昭和37年6月6日にL(以下「夫L」という。))と婚姻をした。

叔母Gは、昭和63年6月15日に夫Lとともに審査請求人を養子とする縁組をしたが、平成元年3月3日に夫Lとともに審査請求人と協議離婚をした。

夫Lは、平成17年9月21日に死亡し、叔母Gは、平成18年5月23日にM(以下「養子M」という。))を養子とする縁組をした。

(戸籍個人事項証明書(夫L)、除籍全部事項証明書(夫L)、戸籍抄本(筆頭者：夫L)、除籍謄本(筆頭者：祖父D)、戸籍全部事項証明書(養子M))

- (6) 祖父D、祖母E及び父Fは、それぞれ基準日前の昭和62年2月7日、昭和56年1月29日及び昭和50年1月5日に死亡した。そして、叔母Gは、基準日後の令和2年7月1日に死亡した。

(除籍謄本(筆頭者：祖父D)、戸籍抄本(筆頭者：父F)、除籍全部事項証明書(夫L))

- (7) 審査請求人は、令和5年2月20日、住所地のN市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、伯父B及び伯父Cの姪であるとして、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金の請求(本件各請求)をした。

(各「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」)

- (8) 処分庁は、令和5年4月4日付けで、審査請求人に対し、審査請求人は伯父B及び伯父Cの死亡後に出生しているため特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族に該当しないとして、本件各請求を却下する処分(本件各却下

処分)をした。

(各却下通知書)

- (9) 審査請求人は、令和5年6月19日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

- (10) 審査庁は、令和6年5月16日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件各却下処分の取消しを求める。

(1) 各審査請求書

「戦亡者（注：伯父B及び伯父C）と1年以上の生計関係が認められない点に不服があります。叔母の代理であり、叔母Gは昭和20年以降両親と離れ親の実家において戦亡者と同居していた。」

(2) 各反論書（1回目）

ア 「N市内での特別弔慰金受給の情報が全くなく 私の場合はたまたま〇年金事務所のお客様相談員からの小冊子の送付により何度かの送付により請求させて頂きました。ネット環境がないため ホームページのコピーをP市より頂き対象者である確認をしたうえでの請求です。地域住民がそれぞれの事情がちがう対象者でもありますが、毎年、毎回受給している事実を知り、私どもには情報がないだけで排除されている状況が事実が納得出来ません。」

イ 「A知事（注：処分庁）の弁明書の記載は、審査請求人の存在そのものの否定であり Fのプライバシーの暴露とも思える内容があり、戸籍謄本からだけでは知り得ることが出来ない、想像の記載もあり、当時の状況を証明するだけの資料も今となっては、信用出来るかどうか審査員の方々の思想意思も充分に関係していると思われます。多数決で判断する事柄とそれだけでは納得出来ない事情もあり、周辺環境、戦亡者2名を出した家との指適もあり、現状から、収まらない感情があります。」

ウ 「（審査請求人が各審査請求書の添付資料として提出した伯父Bに係る死没者特別賜金の証書の写し及び伯父Cの俸給明細の写しは）たまたま自宅の片付けで見つけた戦亡者2名の当時の遺品ですが ただの遺品扱いの様であり 父Fのプライベートばかりに、問題が集中しており、生

計を共にしているか否かが そんなに重要なのか？ 2名もの戦亡者を出しながら、時が経ち、批判されるべき、故人か？ 怒りもこみあげてきます。8月15日の終戦記念日のテレビから流れていた追悼式も むなしいものに思われます。却下になれば 遺族の家のプレートも必要なくなり 遺族の対象者からはずれ、墓地の嫌がらせもなくなるかもしれません。」

(3) 各反論書（2回目）

ア 「第5回特別弔慰金、請求者Gとなっていますが 平成5年の弔慰金で K（Xの母）申請者で受給しています。G叔母の代理という表現は、適切かどうか分かりませんが G叔母の実家である Xの自宅 Q地は戦亡者2名の実家であり 当然 遺品も残っており 供養も実家で継続して行っております。」

イ 「Gの養女であるMさんはXの養子縁組で協議により除籍し 以降の戸籍上の子であり、血縁関係はありません。父Fの戸籍のリレキに関しての記載は、戦亡者2名の特別弔慰金受給には直接関係はなく、（中略）申請者 Xのリレキで実家であるQ地で D、F、Kと共に生計、生活しており 戸籍謄本等では確認出来るものではありません。」

ウ 「戦亡者2名を出しながら、弔慰金の受給がなければもはや、遺族ではなく、B、C2名を、兵籍から削除し、以前からN市に訴えている通り追悼式も遺族の弔慰金受給者のみにし各個人で供養するよう、個人の家族の記憶として戦いのない平和な日常が送れる様 心から願います。」

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について検討すると、処分庁保管の資料及び審査請求人が提出した戸籍によれば、次の事実が認められる。

- (1) 伯父Bは大正9年a月b日に祖父Dと祖母Eの間の長男として、伯父Cは大正11年c月d日に祖父Dと祖母Eの間の二男として出生し、いずれも祖父Dの父のR（以下「曾祖父R」という。）を戸主とする戸籍に入籍した。その後、曾祖父Rの隠居に伴い、祖父Dが昭和12年に家督を相続して戸主となった。
- (2) 伯父Bは昭和14年6月23日にI地において、伯父Cは昭和20年6月13日にJ地において戦死した。

- (3) 父Fは、大正14年e月f日に祖父Dと祖母Eの間の三男として出生した。父Fは、昭和23年に先妻のSと婚姻をしたが、昭和25年5月18日に協議離婚をし、その後、昭和26年3月28日に後妻のK（母K）と婚姻をした。
- (4) 審査請求人は、昭和35年k月1日に父Fと母Kの間の長女として出生し、父Fを筆頭者とする戸籍に入籍した。
- (5) 叔母Gは、昭和7年g月h日に祖父Dと祖母Eの間の長女として出生し、曾祖父Rを戸主とする戸籍に入籍した。叔母Gは、昭和37年6月6日に夫Lと婚姻をし、曾祖父Rを戸主とする戸籍から除籍された。
- (6) 叔母Gは、昭和63年6月15日に夫Lとともに審査請求人を養子とする縁組をしたが、当該養子縁組は、平成元年3月3日に協議離縁により解消され、審査請求人は、父Fを筆頭者とする戸籍に戻った。その後、夫Lは、平成17年9月21日に死亡し、叔母Gは、平成18年5月23日に養子Mと養子縁組をした。

以上によれば、審査請求人は、伯父B及び伯父Cの姪であるが、伯父Bの死亡日（昭和14年6月23日）及び伯父Cの死亡日（昭和20年6月13日）より後の昭和35年k月1日に出生しているから、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する遺族援護法35条1項による死亡した者の死亡の当時における三親等内の親族ではない。

したがって、審査請求人は、伯父B及び伯父Cとの間の生計関係の有無を判断するまでもなく、戦没者等の遺族とみなされる三親等内の親族に該当しない。

- 2 処分庁提出の資料によれば、叔母Gに対し、伯父B及び伯父Cに係る第五回、第六回、第八回及び第十回特別弔慰金の各裁定がされているが、これらの裁定は、叔母Gが特別弔慰金支給法2条の2第2項に規定する戦没者等の遺族とみなされる伯父B及び伯父Cの妹であるとしてされたものである。

また、提出された戸籍から、叔母Gは、基準日後の令和2年7月1日に死亡しているから、本件の第十一回特別弔慰金の基準日において戦没者等の遺族とみなされるのは、上記の各裁定と同様、特別弔慰金支給法2条の2第2項の規定による伯父B及び伯父Cの妹の叔母Gである。

- 3 上記1及び2によれば、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する三親等内の親族に該当せず、また、本件の第十一回特別弔慰金の基準日において戦没者等の遺族とみなされるのは、叔母Gであるから、審査請求人は、特別弔慰金を受ける権利を有しない。

なお、審査請求人は、伯父B及び伯父Cに係る第五回特別弔慰金を母Kが受給していると主張するが、処分庁提出の資料からは、その事実を確認することができない。また、母Kが伯父B及び伯父Cに係る第五回特別弔慰金を受給したか否かは、本件各審査請求の判断に影響しない。

- 4 次に、審査請求人が特別弔慰金支給法7条1項に規定する特別弔慰金を受ける権利を有する者の相続人であるかについて検討すると、叔母Gは、上記2のとおり、基準日後の令和2年7月1日に死亡しているから、基準日において伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金を受ける権利を有するところ、審査請求人は、上記1のとおり、昭和63年6月15日に叔母G及び夫Lと養子縁組をしたが、平成元年3月3日に当該養子縁組を協議離縁により解消しているから、審査請求人は、叔母Gの相続人ではない。

なお、叔母Gは、平成18年5月23日に養子Mと養子縁組をしているから、特別弔慰金支給法7条1項に規定する叔母Gの相続人は、養子Mである。

- 5 審査請求人が提出した各審査請求書の添付資料（伯父Bに係る死没者特別賜金の証書の写し及び伯父Cの俸給明細の写し）の記載内容を検討しても、審査請求人が特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族であることを確認することはできない。

また、審査請求人は、伯父B及び伯父Cの供養を実家として継続して行っていると主張するが、戦没者等の遺族とみなされるためには、上記1のとおり、死亡した者の死亡の当時における遺族であることが要件であり、供養を行っていることをもって戦没者等の遺族とみなされることはない。

- 6 以上によれば、基準日において戦没者等の遺族とみなされるのは、特別弔慰金支給法2条の2第2項の規定に該当する叔母Gであり、審査請求人は、特別弔慰金を受ける権利を有しない。また、審査請求人は、叔母Gの相続人ではない。

したがって、本件各却下処分は適正であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、各審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各却下処分に違法又は不当な点はなく、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録及び審査庁の説明（令和6年5月28日付けの審査庁の事務連絡

(以下単に「審査庁の事務連絡」という。)・記の【依頼2】及び【依頼3】に対する各【回答】)によれば、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである(なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。))。

本件各審査請求の受付 : 令和5年6月19日

各弁明書の受付 : 同年8月1日

各弁明書差し替えの連絡 : 同月2日

各弁明書(差し替え)の受付 : 同年9月1日

各弁明書(差し替え)の送付 : 同月20日

(各弁明書(差し替え)の受付から約半月。

差し替え前の弁明書は、送付していない。)

各反論書(1回目)の受付 : 同年10月2日

各反論書(2回目)の受付 : 同月17日

各反論書の送付 : 同月18日

(各反論書(1回目)の受付から約半月。各

反論書は、1回目も2回目も送付した。)

各審理員意見書の提出 : 令和6年1月15日

(各反論書(2回目)の受付から約3か月)

本件各諮問 : 同年5月16日

(各審理員意見書の提出から約4か月、本件

各審査請求の受付から約11か月)

(2) そうすると、本件では、①各弁明書(差し替え)の送付及び各反論書(1回目)の送付に約半月を要したほか、②各反論書(2回目)の受付から各審理員意見書の提出までに約3か月、③各審理員意見書の提出から各諮問までに約4か月を要した結果、各審査請求の受付から各諮問までに約11か月の期間を要している。しかし、上記①から③までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、伯父B及び伯父Cの姪(三親等内の親族)であるとして、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金の請求(本件各請求)をしている

(上記第1の2の(7))。

死亡した者の三親等内の親族については、特別弔慰金支給法2条の2第3項が、死亡した者の死亡の当時における三親等内の親族のうち、死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の軍人軍属たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる者を含む。）に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順位による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している（上記第1の1の(1)のキ）。

したがって、死亡した者の三親等内の親族であっても、死亡した者の死亡の当時における三親等内の親族でないものは、当該死亡した者に係る特別弔慰金を受ける権利を有しない。

これを本件についてみると、伯父B及び伯父Cは、それぞれ昭和14年6月23日及び昭和20年6月13日に死亡しており（上記第1の2の(2)及び(3)）、審査請求人は、その後の昭和35年k月1日に出生している（上記第1の2の(4)）から、審査請求人は、伯父B及び伯父Cの死亡の当時における三親等内の親族ではない。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項の規定の適用を受けず、戦没者等の遺族とはみなされないから、本件各請求をすることができない。

- (2) 処分庁提出の資料によれば、第五回、第六回、第八回及び第十回特別弔慰金については、叔母Gが、伯父B及び伯父Cの妹として、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金の請求をし、いずれも可決裁定を受けたことが認められる。そして、本件の第十一回特別弔慰金の基準日は、令和2年4月1日であり（上記第1の1の(1)のイ）、叔母Gは、基準日後の同年7月1日に死亡している（上記第1の2の(6)）から、叔母Gは、第十一回特別弔慰金についても、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金を受ける権利を有していたことになる。

特別弔慰金支給法7条1項は、特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別弔慰金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求できると規定している（上記第1の1の(1)のク）ところ、叔母Gは、その死亡前に伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金の請求をしていない（審査庁の事務連絡・記の【依頼5】に対する【回答】）から、

叔母Gの相続人は、特別弔慰金支給法7条1項の規定に基づき、自己の名で、叔母Gが権利を有していた伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金を請求することができることになる。

そこで、審査請求人が叔母Gの相続人であるかについて検討すると、審査請求人は、昭和63年6月15日に叔母G及び夫Lの養子となる縁組をしたが、平成元年3月3日に叔母G及び夫Lと協議離婚をしている（上記第1の2の(5)）から、叔母Gの相続人ではない。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法7条1項の規定に基づき、叔母Gが有していた権利の受継者として、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金を請求することもできない。

- (3) 審査請求人は、伯父B及び伯父Cとの間の1年以上の生計関係が認められない点に不服があると主張する（上記第1の3の(1)）。しかし、審査請求人は、上記(1)のとおり、伯父B及び伯父Cの死亡の当時における三親等内の親族ではないから、上記の生計関係の有無を判断するまでもなく、戦没者等の遺族とはみなされず、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金を請求することができない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、叔母Gの実家（審査請求人の自宅）は伯父B及び伯父Cの実家であり、実家には遺品（伯父Bに係る死没者特別賜金の証書及び伯父Cの俸給明細）が残っており、実家で伯父B及び伯父Cの供養を継続して行っているとも主張する（上記第1の3の(2)のウ及び(3)のア）。しかし、死亡した者の三親等内の親族であっても、死亡した者の死亡の当時における三親等内の親族でないものは、死亡した者の葬祭を行っていたとしても、戦没者等の遺族とはみなされないから、伯父B及び伯父Cの死亡の当時における三親等内の親族ではない審査請求人は、伯父B及び伯父Cの供養を行っていたとしても、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金を請求することができない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

さらに、審査請求人は、審査請求人の住所地では特別弔慰金の受給に関する情報が全くなく、特別弔慰金の受給から排除されているなどと主張する（上記第1の3の(2)のア）ほか、処分庁の弁明書の記載内容は審査請求人の存在そのものの否定であり、戸籍の記載だけでは生計関係の有無は判断することができず、伯父B及び伯父Cに係る各特別弔慰金の受給ができないのであれば、伯父B及び伯父Cを兵籍から削除すべきであるなどとも主張する

(上記第1の3の(2)のイ並びに(3)のイ及びウ)が、これらの主張は、上記(1)及び(2)の判断に影響を及ぼすものではなく、いずれも採用することができない。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件各却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	野	口	貴	公	美
委	員	村	田	珠		美